

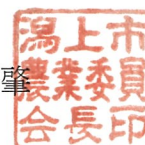
潟上市農業委員会告示第1号

公 示

下記農地は第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和8年1月16日

農業委員会会長 佐藤 肇



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する 権利の種類	第33条の該 当条項等	農地の所有 者等の情報
別紙のとおり			所有権		安田 寛

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第32条第1項第1号、第2号及び同法第33条第1項の農地について、当該農地について同法第32条第2項及び第3項（これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

（1）申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）

（2）当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第32条第1項第2号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

	別紙					
	農地の所在地					
	所 在 ・ 地 番	地 目		面 積		備 考
		登記簿	現況	(㎡)		
1	潟上市天王字羽立566番	田	田	1,031		
2	潟上市天王字羽立567番	田	田	1,031		
3	潟上市天王字羽立568番	田	田	1,031		
4	潟上市天王字羽立597番	田	田	1,031		
5	潟上市天王字羽立598番	田	田	1,031		
6	潟上市天王字松渕277番	田	田	1,031		
7	潟上市天王字松渕278番	田	田	1,031		
8	潟上市天王字松渕279番	田	田	1,031		
9	潟上市天王字松渕280番	田	田	1,031		
10	潟上市天王字松渕281番	田	田	1,031		
11	潟上市天王字松渕282番	田	田	1,031		
12	潟上市天王字松渕444番1	田	田	79		
13	潟上市天王字松渕445番	田	田	1,031		
14	潟上市天王字松渕446番	田	田	1,031		
15	潟上市天王字松渕447番	田	田	1,031		
16	潟上市天王字松渕448番	田	田	1,031		
17	潟上市天王字松渕449番	田	田	1,031		
18	潟上市天王字松渕540番	田	田	1,031		
19	潟上市天王字松渕541番	田	田	1,031		
20	潟上市天王字松渕542番	田	田	1,031		
21	潟上市天王字松渕543番	田	田	1,031		
22	潟上市天王字松渕544番	田	田	1,031		
23	潟上市天王字松渕545番	田	田	1,031		
24	潟上市天王字松渕546番	田	田	1,031		
25	潟上市天王字松渕547番1	田	田	109		
26	潟上市天王字松渕606番2	田	田	538		
	合 計 （ 26筆 ）			24,439		